○総務省告示第二百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社政道会及び南九州府を創る会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額　966,775
前年繰越額　486,775　を
本年収入額　480,000」
「収入総額　2,773,230
前年繰越額　1,956,695　に改め、
本年収入額　816,535」

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費　480,000　を
（20人）　」

「個人の党費・会費　480,000
（20人）　」

「政治活動費　336,535　に改め、
寄附　336,535」

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（団体分）

（有）宇梶建材　120,000　日光市
金田建材㈱　216,535　日光市

同部南九州府を創る会のうち2中

「支出総額　15,134,085」を
「支出総額　13,654,085」に改め、

同部南九州府を創る会のうち4中

「政治活動費　15,070,000　を
その他の経費　490,000
「政治活動費　14,580,000」
寄附・交付金　13,590,000
その他の経費　1,490,000　に改め、
寄附・交付金　12,100,000」

同部南九州府を創る会のうち6中

「後輔みらい　1,480,000　を削る。
の会　」

○総務省告示第二百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、頑張れ！ふじすえの会、生活防衛研究会及び政治結社政道会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔資金管理団体〕の部頑張れ！ふじすえの会のうち1中

「収入総額　37,732,009」を
「収入総額　38,476,663」に、
「本年収入額　9,900,105」を
「本年収入額　10,644,759」に改め、

同部頑張れ！ふじすえの会のうち2中

「支出総額　3,981,653」を
「支出総額　6,745,402」に改め、

同部頑張れ！ふじすえの会のうち3中

「その他の収入　77,652」を
「その他の収入　822,306
為替差益　744,654」に改め、

同部頑張れ！ふじすえの会のうち4中

「政治活動費　3,879,553」を
「政治活動費　6,643,302」に、
「調査研究費　2,500,000」を
「調査研究費　2,500,000」に改め、
その他の経費　2,763,749」

同部頑張れ！ふじすえの会のうち6中

「　21,000,000　」を
「　18,980,905　」に改め、

同部生活防衛研究会のうち3中

「個人分　50,000　を、
政治団体分　3,995,770」
「個人分　2,560,630　に改め、
政治団体分　1,485,140」

同部生活防衛研究会のうち5中

「（個人分）　」を
「（個人分）　2,510,630　流山市　」に改め、
内山　晃　3,540,630　流山市　を
「民主党千葉県第7区総支部　」

「民主党千葉県第7区総　1,030,000　流山市　に改める。
支部　」

〔その他の政治団体〕の部政治結社政道会のうち1中

「収入総額　972,334
前年繰越額　492,334　を
本年収入額　480,000」
「収入総額　3,135,009
前年繰越額　2,298,789　に改め、
本年収入額　836,220」

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費　480,000　を
（20人）　」
「個人の党費・会費　480,000
（20人）　に改め、
寄附　356,220
団体分　356,220」

同部政治結社政道会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（団体分）

（有）宇梶建材　120,000　日光市
金田建材㈱　236,220　日光市

○総務省告示第二百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、頑張れ！ふじすえの会、政財界同志会、政治結社政道会、政治結社憂国誠道会及び社会活動委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

〔資金管理団体〕の部頑張れ！ふじすえの会のうち1中

「収入総額　40,509,094
前年繰越額　33,750,356　を
本年収入額　6,758,738」
「収入総額　45,503,116
前年繰越額　31,731,261　に改め、
本年収入額　13,771,855」

同部頑張れ！ふじすえの会のうち2中

「支出総額　1,992,446」を
「支出総額　1,992,866」に改め、

同部頑張れ！ふじすえの会のうち3中

「その他の収入　5,948
一件十万円未満の　5,948　を
もの　」
「その他の収入　7,019,065
預金利子　1,023,295
為替差益　5,988,444　に改め、
一件十万円未満の　7,326
もの　」

同部頑張れ！ふじすえの会のうち4中

「経常経費　95,000
事務所費　95,000」を
「経常経費　95,420
事務所費　95,420」に改め、

同部頑張れ！ふじすえの会のうち6中

「　21,000,000　」を
「　25,992,645　」に改める。

〔その他の政治団体〕の部政財界同志会のうち2中

「支出総額　2,663,035」を
「支出総額　3,143,035」に改め、

同部政財界同志会のうち4中

「経常経費　32,780」を
「経常経費　512,780　に改め、
人件費　480,000」

同部政治結社政道会のうち1中

「収入総額　985,806
前年繰越額　505,806　を
本年収入額　480,000」
「収入総額　3,504,701
前年繰越額　2,668,481　に改め、
本年収入額　836,220」

同部政治結社政道会のうち3中

「個人の党費・会費　480,000　を
（20人）　」
「個人の党費・会費　480,000
（20人）　に改め、
寄附　356,220
団体分　356,220」